

EST INC.

エスト賃貸経営新聞

賃貸経営マーケットレポート

■2022年10月号
■管理版URL:<http://www.est-kanri.com>
■売買版URL:<http://www.est-21.com>

賃貸経営で失敗しない為の最新ニュースを皆様へ！
賃貸物件の管理・経営に関するご相談は「EST」へおまかせ下さい！



賃貸物件の管理・仲介業務から、
投資用不動産の売買、
土地有効活用まで
幅広くコンサルティング

発行人
株式会社 エストハウジング
代表取締役 松澤 祐一
埼玉県川口市東川口3-1-4
TEL:048-290-3100

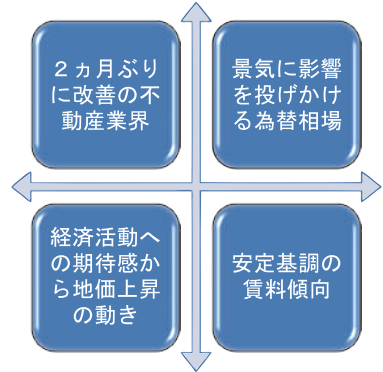


景気は改善しつつ上向きに転じる一方、資材価格の高騰などの不安要因も見逃せません。気になるのは、今後の「低金利政策」の行方です

景気は改善しつつ上向きに転じる一方、資材価格の高騰などの不安要因も見逃せません。気になるのは、今後の「低金利政策」の行方です

景気は改善しつつ上向きに転じる一方、資材価格の高騰などの不安要因も見逃せません。気になるのは、今後の「低金利政策」の行方です

賃貸市場を取り巻く最近の傾向



景気の先行きDIは、「良い」と「悪い」のほぼ中間点

景気の「持ち直し・足踏み」が賃貸需要にどのように影響するか、市場の動きに目が離せません

経済活動正常化への期待感から、商業地で地価上昇の傾向

ニュースフラッシュ

8月の主要建設資材の需給動向は調査対象資材において均衡保つ

アパート・マンションの新築はもちろん、リフォーム、補修・修繕の経費に影響する主要建設資材の価格の変動が続いています。

国土交通省が建設資材の需給、価格の安定化、及び建設事業の円滑な推進を図るため、毎月公表している「主要建設資材需給・価格動向調査」の8月1日～5日に行った結果によると、7資材13品目の価格動向でセメント、生コン、アスファルト合材（新材・再生材）、H形鋼、木材（型枠用合板）がやや上昇し、その他の資材は横ばい。

また、需給動向では調査対象資材は均衡で、在庫状況では木材（型枠用合板）がやや品不足、その他の資材は普通となっています。

賃貸住宅の入居率を高めるためにも、入居者ニーズにタイムリーに応える設備強化や改良工事が必要とされます。それだけに、工事のタイミングを計るために外国為替市場の影響や工事費、建設資材の価格動向に目を配ることも必要とされます。



サンハイツ

投資用一棟売アパート

JR宇都宮線 東大宮駅 徒歩15分

外観写真



物件概要

- 3DK×6戸 満室稼働中
- 東南角地・日照良好
- 土地面積427㎡(約129.16坪)
- 土地路線価3,544万円

ライフインフォメーション

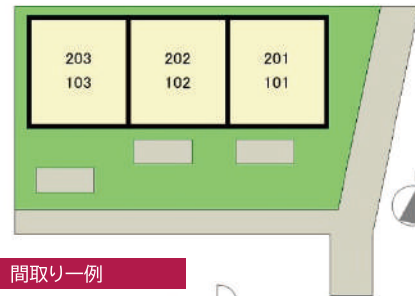
- ・セブンイレブン大宮春岡店…約550m
- ・ドラッグセイムス東大宮店…約550m

※図面と現況が異なる場合は現況を優先させていただきます。
※利回りは(満室時年間賃料÷物件価格)の単純利回り、年間経費は考慮されていません。
また満室時年間賃料は、あくまでも現況または予想のものであり、将来にわたって確実に得られることを保証するものではありません。

利回り等

- 月間想定賃料 330,000円
- 年間想定賃料 3,960,000円
- 利回り(満室想定) 8.8%

敷地図



間取り一例



※洗濯機置場が室外の部屋あり

EST INC.

株式会社エストハウジング

埼玉県知事免許(6)第17284号
〒333-0801 埼玉県川口市東川口3-1-4

048-290-3100

<https://www.est-21.com>
定休日: 第1・3火曜日、毎週水曜日

取引形態: 媒介

「ガイドライン」の策定から1年経過した賃貸市場

消費者の事故物件に対する理解深める

国土交通省から「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」が公表されて1年が経ちます。深刻な話も聞かれる中で、ガイドラインの整備で変化が見られるようになってきました。



ガイドラインは、取引の対象不動産において過去に生じた人の死に関する事案について、告知に係る判断基準がないため、取引現場の判断が難しく、円滑な流通や安心できる取引が阻害されていたことへの対策として策定されたものです。

まずガイドラインでは、宅地建物取引業者が媒介を行う場合、売主・貸主に対し、告知書等に過去に生じた事案についての記載を求めることにより、媒介活動に伴う通常の情報収集としての調査義務を果たしたものと、としています。

告知については、原則として、人の死に関する事案が、取引の相手方等の判断に重要な影響を



ガイドラインが策定され、告知の判断基準が明確になりました

及ぼすと考えられる場合には、これを告げなければならぬとし、一方、取引の対象不動産で発生した自然死・日常生活の中の転倒事故や誤嚥などの不慮の死については、原則として告げなくてもよい、としました。

告知基準の明確化でトラブル回避に期待

また、賃貸借取引の対象不動産・日常生活において、通常使用する必要がある集合住宅の共用部分で発生した自然死、日常生活の中で不慮の死以外の死が発生した場合、事案発生から概ね3年が経過した後は、やは

り告知は、原則として不要です。ただ、告げなくてもよいとした場合でも、人の死の発生から経過した期間や死因に関わらず、買主・借主から事案の有無について問われた場合や、事件性、周知性、社会に与えた影響等がとくに高い事案、取引の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる場合は、告げる必要があります。

そして、個々の不動産取引においては、借主が納得して判断した上で取引が行われることが重要であると結んでいます。

ガイドラインが公表されて1年が経った状況ですが、やはり、不明瞭だった心理的瑕疵物件の告知基準が明確になったことで、消費者の事故物件に対する理解を深めたようです。

今後、事故物件への偏見が一気になくなるとは断言できませんが、時間をかけてガイドラインに沿って業務を果たすことで、無用のトラブル回避につながるかと期待されます。

賃貸市場における物件の築浅化進む

賃貸住宅の新設増が全国的に続いています。7月は前年同月比約1・5%増と17カ月連続の増加です。また、今年1～7月の7カ月間では、前年比約6・5%増の約19万4千戸とハイテ

賃貸経営ワンポイントアドバイス

入居者の募集に支障を来している場合 建て替えも視野に賃貸経営の再建図る



ンポの実績を見せています。今日、新築、建て替えが活発なのは、根強い賃貸経営への投資意欲を支える低金利の継続に加えて、人口減少に對して世帯数が伸びてきた

%、そして築17年までのもので全体の約56%を占めています。令和3年の平均築後年数は14・2年と、5年前と比べ4・3年も新しくなっています。

入居者の人気が高いこともあって、築浅の存在感が増し、市場での競争は新築がどうしても有利になります。

そこで築30年、40年を経過して空室がどうしても埋まらない、



構成されていましたが、物件の築浅化と建て替えが意外と早く進んでいるのに驚かされます。

建物の傷みが部分的な補修やリフォームのレベルでは対応できないといった場合、思い切った建て直すのも経営再建の切り札

になると思われます。物件が古くなって、入居者募集にも支障を来している場合、立地・環境、手持ち資金、新商品（賃貸住宅）の内容等を考慮して、建て替えも視野に入れて検討されてはいかがでしょう。

うか。丸々新規に賃貸経営を始めるのではなく、これまでの実績も経験もあるので、有利に賃貸経営が新しく始められます。

情報パック



「火災保険」の保険料が10月1日から改定

賃貸経営上、リスク回避のための必要経費 オーナー様に必要、最適な保険をご提案

何もなければ掛け金を損した気分になる「保険」ですが、もし何か災害に直面することになれば、支払われる補償は実にありがたいものです。それだけに万一の災害から大事な物件を守る手立てとして、保険は普段から必要に応じて加入するなど、不慮の災害に備えておくのが、賃貸経営上からも求められます。

その「火災保険」の保険料がこの10月1日から改定されます。この機会にぜひ現状の加入状況をチェックして、相応しい内容に見直してみてください。



今回の改訂のポイントは、次の3点です。

①保険料の改定：火災保険料

の目安となる参考純率が、全国平均で過去最大の10.9%引き上げられます。そのために保険料が値上がりしますが、プラン内容や地域によって保険料の値下げもあります。

②保険期間の改定：長期契約の10年契約が廃止され、保険期間の最長が5年になります。契約期間が短縮することで、長期割引率の適用が少なくなり、実質的な値上げとなります。これからは5年ごとの更新となります。

③免責金額の改定：事故が起きた際の建物、家財の破損、汚損についての自己負担額（免責金額）が引き上げられます。

同時に「地震保険」も改定

なお、火災保険の改訂に合わせて

「火災保険」改訂のポイント

- ・保険料の改定
(参考純率が全国平均で10.9%引き上げ)
- ・保険期間の改定
(契約期間が最長10年から5年に短縮)
- ・免責金額の改定
(自己負担額の引き上げ)

地震や噴火による損害に備える「地震保険」も10月1日以降、改定されます。地震保険は建物の所在地と建物構造で保険料が違ってきます。今回の改訂でも値上げの都道府県と値下げされる都道府県があります。

やはり、保険は自然災害のリスク回避のためにも、賃貸経営上、必要経費と捉えて、最適なプランを取り入れたいものです。

保険の見直し等は専門的で難しい点が多いため、分からないことがあれば何なりとご相談ください。オーナー様に必要、最適な保険をご提案させていただきます。

ちょっと一服



住意識の向上を図り、豊かな住生活を実現するための啓発活動を展開する、令和4年度の「住生活月間」が、国土交通省、地方公共団体等によって、10月1日から31日まで開催されます。

来店のお客様にはご希望に沿うようにご案内しております

社会全体の構造的な変化を明らかにするため実施された調査ですが、住居選びと賃貸住宅の契約が、入籍・結婚と同様、人生の節目において大きな意味合いを持つていることを示しています。今年も残り3カ月ほどとなりました。天候が不順の中、お客様の来店が相次いでいます。皆様それぞれ好みも予算も間取りも様々ですが、ご希望に沿うようにご案内しております。入居条件の確認に連絡を差し上げることがありますが、よろしく願います。

